

川崎市公立保育所紙おむつ等定額利用サービスに係る 提供事業者の募集を開始します

川崎市の公立保育所では、これまで園児が保育所内で使用する紙おむつ及びおしり拭き（以下「紙おむつ等」という。）を保護者が持参されてきました。

令和7年4月から、紙おむつ持参による保護者の負担軽減や、保育所職員の業務効率化を図るとともに、公立保育所における災害時の紙おむつ等の在庫確保を目的として、市内全公立保育所21園において川崎市公立保育所紙おむつ等定額利用サービスを導入することとし、令和6年10月9日から提供事業者の公募を開始します。

1 件名

川崎市公立保育所紙おむつ等定額利用サービス

2 募集期間

令和6年10月9日（水）から18日（金）まで

3 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定します。

4 提供事業者の決定時期

令和6年12月下旬

5 サービス提供開始日

令和7年4月1日（予定）

6 応募方法その他の詳細について

市ホームページに募集要領を掲載します。詳しくは、募集要領を御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000170063.html>

7 サービス概要

提供事業者と保護者の直接契約に基づき、保育園内で使用する紙おむつ等を提供事業者が月額制定額料金で提供するサービスです。日々、紙おむつ等に記名し持参する保護者の負担軽減になるほか、紙おむつ等の個別管理が不要になるなど保育士の業務効率化につながります。

【問合せ先】

川崎市こども未来局保育・子育て推進部
運営管理・子育て支援担当 荒井
電話044（200）2609